

# 入所のしおり

～保護者用資料～

人の子も我子もおなじこゝろもて  
おふしたて、よ このみちの人



**社会福祉法人 天 理**  
**児童養護施設 天理養徳院**

## 目 次

はじめに	P. 2
1. 天理養徳院の理念	P. 2
2. 生活について	P. 3
3. 権利について	P. 5
4. 健康について	P. 7
5. 教育について	P. 8
6. 安全について	P. 9
7. 問題行動の対応	P. 10
8. 面会等について	P. 11
9. 自立に向けて	P. 12
10. メモ	P. 14
11. お問い合わせ	P. 15

## はじめに

天理養徳院（以下、当院）は、児童福祉法第41条に定められている「児童養護施設」です。様々な理由から、保護者と生活することが困難になった児童を、安心と信頼をもった生活環境の中で家庭復帰・自立をするその日まで、保護者に代わって養育し、児童の自立を支援するところです。また、退所後の支援（アフターケア）を行います。

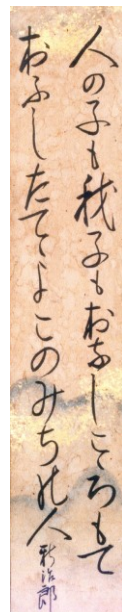
当院で生活するすべての児童の安心で安全な生活の実現の為、以下に記載している内容のご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。

## 1. 天理養徳院の理念

### (1) 基本理念（創設の理念）

「人の子も我子もおなじこゝろもて おふしたてよ このみちの人」

この言葉は、当院開設にあたり、天理教初代真柱・中山真之亮様より、当時の職員へ向けて詠まれた和歌で、その意味は「人の子も、我が子もおなじ心を持って、へだてなく教え育ててほしい。この道を歩む人々よ。」と解することができます。以来、当院はその精神を基本理念に置き、どのような境遇の児童であっても、差別することなく、一人の権利のある主体として接し、家庭的な環境の中で、良好な人間関係が形成できるよう支援を行います。



### (2) 基本信条（生活目標）

当院は、天理教の教えに基づく温かい家庭的養育・支援を基本に実践することで、児童の安心・安全の暮らしを実現し、自立支援を行います。その上で、児童が実践し、職員が指導する上での、基本信条（生活目標）が、「朝起き、正直、働き」の3つです。

朝起き	○早寝・早起きの出来る、元気ではじめのある子にならしましょう。 ◇職員は、日課を正し、安定した暮らしを提供しましょう。
正直	○素直な心で、自分のすべきことができる子にならしましょう。 ◇職員は、自分の言動に責任を持ちましょう。
働き	○まわりの人と仲良くたすけ合える子にならしましょう。 ◇職員は、チームで協力し、たすけ合う姿を子どもに見せましょう。

※児童が信じている教えを否定し、天理教の教えや行事を強要するということはありません。



(4) 住環境…各ホームに必要な設備（リビング・台所・浴室等）が整えられています。



(5) 日課：一日の流れ…規則正しい日課を提供し、子ども達の生活援助を行っています。

6 : 00	起床（土・日・祝は7時）	14 : 30	幼稚園児 帰院
6 : 30	朝づとめ	15 : 30	小学生 帰院・宿題
6 : 45	掃除・朝食	16 : 30	中学生・高校生 帰院
7 : 00	登校準備・高校生登校	17 : 30	夕づとめ
7 : 40	小・中学生 登校	18 : 00	夕食準備・夕食
8 : 00	幼稚園児 登園	19 : 00	入浴・余暇時間
	学習・自由時間（休日）	20 : 00	幼児 就寝
11 : 30	昼食準備（休日）	21 : 00	小学生 就寝
12 : 00	昼食（休日）	22 : 00	中学生・高校生 就寝



(6) 年間スケジュール：一年の流れ…季節や日本の伝統を体験できる企画を毎年実施。

4月	天理養徳院創立記念日、お花見	10月	秋祭り（子ども会）、校区運動会
5月	こどもの日（五月人形）	11月	モンゴル <sup>ぶようだん</sup> 舞踊団交流行事
6月	体育祭、バス旅行（子ども会）	12月	お餅つき、正月飾り
7月	七夕飾り、こどもおぢばがえり	1月	元旦祭、お <sup>せち</sup> 節会
8月	<sup>ほんじま</sup> 本島海水浴、球技大会	2月	感謝祭、アートコミュニケーション
9月	ふれあい広場、 <sup>みたまさい</sup> 霊祭	3月	ひな祭り（ひな人形）、卒業祝賀会 <sup>しゆくがかい</sup>

※上記の他に、招待イベントやホーム単位の誕生日会・おでかけなども実施しています。

(7) 様々な活動…その他、日常の生活に<sup>うるお</sup>潤いをもたらす様々な企画を実施しています。


- ① 鼓笛活動…<sup>じょうそう</sup>情操教育の一環として、鼓笛（演奏やマーチング）活動を実施。
- ② サークル…余暇指導の一環として、野球やフットサルなどサークル活動を定期的にも実施。
- ③ 絵本…ボランティアの方による絵本の読み聞かせを、低年齢児向けに実施。

### 3. 権利について

児童はそれぞれに、**生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利**を持っています。児童へ権利について説明すると共に、ルールを守って行動する責任についても、説明します。

#### (1) 権利ノートについて

入所する児童全員に、奈良県より「**こどもの権利ノート**」が配布・説明がなされます。権利ノートの内容は、以下の通りです。

○ 「大切なあなたへ」	⑪ 家族に会えるの	
① 心配しないでね	⑫ 食事はどうなるの	
② 施設ってどんなところ	⑬ 衣服はどうなるの	
③ 施設にはどんな人がいるの	⑭ 自分の意見を言おう	
④ 施設にもっていけるもの	⑮ 秘密は守られるの	
⑤ 学校はどうなるの	⑯ 施設にはいつまでいるの	
⑥ 部活動にも参加できるよ	⑰ 施設を出たら	
⑦ 勉強も教えてくれるよ	⑱ 困ったときはどうしたらいいの	
⑧ ルールも知ろうね	○ 「あなたの連絡帳」	
⑨ ケガや病気のときは	○ 郵便はがき（奈良県子ども家庭課宛）	
⑩ お小遣いはあるの		

子ども達が意思表示したい時や、施設の職員に言えないことがあった時などは、最終ページに添付されている郵便はがき（※切手不要）に書いてポストに投函すると、施設の職員に知られることなく、「奈良県子ども家庭課」に届くしくみになっています。このはがきを使った子どもが、そのことを理由として不当な扱いを受けることはありません。

#### (2) 個人情報及びプライバシー保護について

入所児童や保護者に関する情報（母子手帳・アルバム・学校成績など）は、適切に記録し、専用の部屋で大切に保管します。また、マイナンバー（個人番号）について、通知カードやマイナンバーカードは、専用の金庫に保管します。

児童が日常的に使う物品や居室は、児童に合う物を用意し、個人スペースも用意しています。ただし、安全管理や掃除などの為、職員が児童の居室に入ることもあります。

当院は**守秘義務**を遵守し、第三者に情報の漏えいがないよう徹底しており、学校や関係機関とも、個人情報保護について確認をしております。しかしながら、学校や行政の広報誌等に、意図せず、児童の写真や名前等が掲載される場合が想定されます。





### (3) ご意見・ご相談窓口及び第三者委員の設置

当院はご意見・ご相談窓口及び第三者委員を設置し、児童や保護者、その他関係する方々のご意見・ご相談に適切に対応する体制を整え、児童処遇の質の向上に努めています。

#### ◎ご意見・ご相談の流れ

- ①苦情・提言は面接、電話、書面、直接の申し出などにより、受付担当者が随時行う。
- ②受付担当者が、受け付けた苦情・提言を解決責任者と第三者委員に報告する。  
(申出人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く)
  - ・第三者委員は内容を確認し、申出人に対して報告を受けた旨を通知する。
- ③解決責任者は、申出人と誠意をもって話し合い、解決に努める。
  - ・その際、申出人は第三者委員の助言や立ち会いを 求めることができる。
  - ・第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行う。
    - 第三者委員による内容の確認、解決案の調整、助言
    - 話し合いの結果や改善事項等の確認
- ④申出人は、社会福祉協議会に設置される運営適正化委員会に審査を申し立てることができる。(※奈良県運営適正化委員会 TEL 0744-29-1212)

#### ◎苦情解決委員

- ①苦情解決責任者：岩谷富太郎（法人理事長）
- ②苦情受付担当者：久保悟（天理養徳院長）
- ③第三者委員：篠森靖治（天理小学校長） 山本和幸（天理市民生児童委員）



### (4) 児童の意見について（意見箱・ホームミーティング・児童自治会）

事務所のカウンターに「<sup>いけんばこ</sup>意見箱」を設置し、児童が意見書を出す機会を設けています。投函された意見書は院長が確認し、適切な対処を行います。意見書を投函した子どもが、そのことを理由として不当な扱いを受けることはありません。

児童と共に生活する職員は、常に児童からの意見・要望等に耳を傾け、定期的に、児童・職員交えての「ホームミーティング」を実施しています。全体に関わる案件で、児童からの要望が多数あった場合は、「<sup>じどうじちかい</sup>児童自治会」を開催し、話し合いの場を設けます。

### (5) 被措置児童等虐待について

「<sup>ひそちじどうとうぎやくたい</sup>被措置児童等虐待」とは、施設や里親へ措置された児童が、施設の職員や里親から体罰や児童の人格を<sup>はずかし</sup>辱めるような行為をされることで、いわゆる「<sup>しせつないぎやくたい</sup>施設内虐待」などがそれに当たります。当院は、入所児童に対する「被措置児童等虐待」を、決して行いません。

## 4. 健康について

日常生活では、衛生面や病気・事故などに注意を払い、担当職員や当院専属の看護師を中心に、児童の体調管理を行い、児童が体調を崩した時やケガをした時は、応急処置・通院・看病などの対応をしています。健康管理の為、次の内容はあらかじめお伝えください。

アレルギー・持病・服薬の有無・今までにかか<sup>か</sup>った大きな病気・  
手術や入院歴・予防接種のある病気で既に罹<sup>か</sup>ったもの（はしか等）

※母子手帳がある場合は、必ずご提出ください。

### （1）健康診断について

新しく入所した児童は、<sup>しよくたく</sup>嘱託病院と連携し、入所から間もなく、健康診断を受けていただいています。また、年に2回、定期的な健康診断も実施しています。

※当院の嘱託病院は「天理よろづ相談所病院（憩の家）」です。かかりつけの病院がある場合は、原則として転院をお願いすることになります。



### （2）予防接種について

児童の年齢や性別に合わせて、有効な予防接種を、受けて頂いています。予防接種を受ける際は、その都度、保護者の同意（予防接種同意書への署名）が必要となります。ご協力をお願いします。 **※例）インフルエンザ、日本脳炎、<sup>ましん</sup>麻疹、<sup>ふうしん</sup>風疹など**



### （3）健康保険証について

健康保険証がある場合は、通院時に必要となります。ご提出をよろしくお願いします。また、健康保険証の有効期限にはご注意ください、変更時などは早急にご提出ください。



### （4）成長に応じた支援

児童の年齢や発達段階に応じて、体や心の変化、性に関する正しい知識を教えることに努めます。また、児童の成長の記録として、アルバムを整理し、児童自身が自分の生い立ちを知る機会を保障します。



### （5）心理カウンセリングについて

心理的ケアが必要な子どもに対しては、当院専属の心理相談員を中心に心理的な支援を行います。遊びを通じた心理療法（プレイセラピー）を行う専用の部屋も設置しています。



## 5. 教育について

### (1) 学校教育

当院の児童は、年齢に合わせて、学校教育を受けています。当院のルールと同様、学校で決められたルールを守って、生活していただきます。



①対象となる学校…原則として、以下の公立の教育機関に通います。

幼稚園	天理市立 <sup>やま</sup> 山の <sup>べ</sup> 辺幼稚園、天理市立 <sup>あさわ</sup> 朝和幼稚園（ファミリーホームのみ）
小学校	天理市立山の <sup>べ</sup> 辺小学校
中学校	天理市立北中学校、天理市立南中学校（ファミリーホームのみ）
高校	奈良県立の全日制高校（学校や学科は本人の希望及び学力に応じる）

※私立校への通学（入学）は、天理小学校・天理中学校・天理高校のみ、選択肢として挙げることはできますが、入学条件があり、必ずしも入学できるとは限りません。

②高校について

…義務教育修了（中学校卒業）予定の児童に対して、上記の高校進学を勧めています。

※高校進学が難しい場合や、高校を途中で辞退した場合は、その時点で家庭での生活を促進します。また、就労などの社会的自立の支援を行います。ご協力をお願いします。

③学校との窓口について

…児童が通う幼稚園や各学校との連絡窓口は、当院が行います。学校行事の参加に関しても、事前に当院へお問い合わせ下さい。

（例：入学式・参観・懇談・運動会・卒業式等）



### (3) 学習指導：院内の取り組み

①院内学習…宿題の指導や、図書室の整備、学習書籍の購入、学習プリントの提供、漢字検定の実施など、学習指導に努めています。

②家庭教師…大学生等ボランティアの方に協力していただき、中学生（特に3年生）を対象とした家庭教師を実施しています。

③塾の活用…学習塾については、児童一人ひとりの意欲や、学習態度を見た上で総合的に判断し、通塾を許可しています。



## 6. 安全について

### (1) 防災について

当院は、万が一の災害に備えて、定期的な防災訓練（通報・避難・消火訓練等）の実施や、非常食の完備を行っています。

### (2) 防犯について

#### ①防犯カメラの設置

…児童の安全を図る為、院内外に数ヶ所、防犯カメラを設置しています。



#### ②正門の開閉について

…児童の安全を保障する為、毎日午後7：30には正門を閉鎖いたします。それ以降に来院される場合は事前に連絡をいただき、通用門のチャイムを鳴らして下さい。

**※夜9時を超える来訪は、お帰り願う場合があります。**

開門時間・・・午前6：30～午後7：30



正門

### (3) 院内への車輛乗り入れについて

児童の安全を確保する為、当院敷地内へは、業者関係車輛や公用車輛を除き、車輛の乗り入れを禁止しております。お車での来訪の際は、**専用駐車場をご利用下さい。**



### (4) 感染症等の予防について

当院には、免疫力めんえきりょく（感染抵抗かんせんていこう）の低い児童も生活しており、感染症をお持ちの方の来院はご遠慮いただく場合がございます。ご了承下さい。また、施設内感染の予防の為、職員研修の実施や、感染症対応マニュアルの整備につとめています。

## 7. 問題行動の対応

児童による暴力行為や触法行為（飲酒・喫煙・窃盗など）、無断外出、金銭トラブル、性的な問題行動などがあった場合、児童の心情を十分に理解した上で、関係機関とも連携し、適切に対応します。

ただし、次に記載する事項に関しては、あらかじめ、ご了承下さい。

### (1) 暴力行為などの対応について

日常生活の中で、児童がイライラし、人や物に当たるなどの暴力行為や、自分で気持ちを落ち着かせることが難しい場合は、自傷他害の危険性もあることから、生活の場から落ち着きを取り戻せる空間に、一時的に児童を移動させ、職員と一緒に落ち着きを取り戻す取り組みを行います。

### (2) 無断外出時の対応について

職員に行き先を告げず（もしくは指示に従わず）自らの意思で外出し、院に戻らなかった場合は、こども家庭相談センター、保護者に連絡をとり、警察への協力依頼や、周辺捜索、友人関係への確認など、児童本人の安全確認を第一に努めます。

ただし、その際、児童が何らかのトラブルに巻き込まれ、事故等の不測の事態が生じた場合は、責任を負いかねます。ご了承ください。

### (3) 公共物破損時の対応について

公共物や支給した物品の取り扱いは、事前に指導・説明を行いますが、無断で譲渡、故意に破損・紛失した場合など、その時の状況を十分に考慮した上で、『自己責任』について考える機会を設けます。また、弁償が必要な場合は、児童に支給される小遣いより支弁していただくことになります。ご了承ください。

※自己責任とは「説明責任」「賠償責任」「再発防止責任」のことです。

### (4) 問題行動の改善に向けた取り組み

問題行動をし、日常生活の場では改善が見込めない場合、事前に児童へ説明をし、同意を得た上で、院長の承認の元、一時的に別棟に生活を移し、改善を図ることがあります。

## 8. 児童への面会等について

### (1) 通信（手紙や電話）・面会・外出・外泊

#### ①入所後1か月の期間

児童の生活面・精神面での安定を図る為に、入所後1ヶ月間は、原則として、保護者の方から児童への通信（手紙や電話）・面会等を控えていただいています。ご協力下さい。



#### ②入所後1か月以降

入所後1ヶ月以降の面会・外出・外泊に関しては、こども家庭相談センターと事前協議の上、決められた期間で実施します。

面会は当院（応接室等）にて実施します。外出・外泊は保護者の責任の元で実施し、送迎もしていただきます。どちらも、定期的な取り組みを原則とします。

※児童本人や、他児への影響の上から、突然の訪問・面会には、対応しかねます。必ず、事前連絡をお願いします。



### (2) 電話連絡

こども家庭相談センターと事前協議の上、児童との電話連絡（連絡先は裏面参照）をしていただくことができます。ただし、以下に記載されている内容をお守り下さい。

取り次ぎ可能時間…午前9：00～午後9：00

行事・食事・入浴・学習・就寝等の際は、取り次ぎできない場合もあります。

※携帯電話の所持については、次項を参照して下さい。

### (3) お土産やプレゼントについて

児童には、お小遣いや服、靴、日用品など、年齢に応じ、また必要に応じて支給しています。児童間の公平性を図る上から、特定の児童に限定したお土産やプレゼントは、お断りしております。面会・外出・外泊中に渡していただいた食品や金品を、そのまま養徳院（ホーム内）に持ち帰らせることのないよう、ご協力をお願いします。

例：金銭、食べ物、飲み物、ゲーム機、携帯電話、PC、タブレット、衣類、靴、文房具、日用品、音楽機器、おもちゃ、カード、化粧品、装飾品 等

※お金やゲーム機等を家から黙って養徳院に持ち帰り、結果として児童間でのトラブルになるケースが起きています。

## 9. 自立に向けて

### (1) 小遣いの支給

当院は、児童の社会勉強の為、児童の年齢に合わせて、毎月小遣いを支給しています。その他、当院所定の月（1・4・10月）の特別小遣いやお年玉等を別途支給しています。児童一人ひとりに貯金通帳を作成し、将来の為に貯金の促しも行っています。退所の際に貯金通帳と印鑑をお渡しします。

※小遣いは、児童同士の金銭トラブル防止の為、職員が金庫に保管し、児童が小遣いを使用する時に渡しています。印鑑と貯金通帳は、それぞれ別の金庫に保管しています。



### (2) 児童手当

児童手当は、中学校修了までの児童を養育している保護者に支給される手当であり、当院に入所している期間中の児童手当は、天理市から当院宛に支給されます。小遣いと別の貯金通帳を児童一人ひとりに作成し、貯蓄しております。退所の際に通帳と印鑑をお渡しします。

※「臨時福祉給付金」など、臨時で給付される手当についても、児童一人ひとりの口座に入金して、貯蓄しております。



### (3) アルバイト収入について（高校生）

高校生には、自立の為に、学業に支障のない範囲でのアルバイトを認めています。アルバイトで得た収入は、自立の為に貯金や、進学・就労に必要な費用に充当します。



### (4) 携帯電話の所持について（高校生）

高校生には、社会性を身につける為、学業に支障のないことを条件に、小遣いで支払える範囲内で、携帯電話の所持を認めています。当院 院長名義で購入・所持することとなります。なお、退所の際は、名義変更または解約する必要があります。

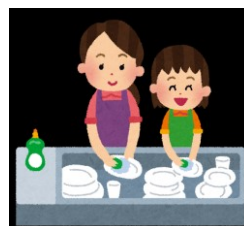
※原則として、スマートフォンや、家庭から持ち込まれた携帯電話は使用できません。



## （５）自立支援計画について

当院では、入所児童一人ひとりについて、どのような支援が必要か、どのような目標に向かって支援を行うのかを検討し、自立支援計画を立てています。児童の自立のためには、保護者及び、当院、こども家庭相談センターの三者による一貫した関わりが、最も児童の健やかな成長・安定につながります。より良い相談や話し合いができるよう、ご理解・ご協力をお願いします。

※ここで言う自立とは、単に、施設から巣立つという意味だけでなく、身近自立や児童の長所を伸ばすこと、課題となる部分を改善することなどの意味があります。



## （６）退所に向けて

当院からの退所に関しては、児童相談所の指導の下、児童本人にとって最善の方法や時期を検討します。その為には、児童本人の意向や保護者の意向の確認、児童本人や保護者を交えた話し合いが必要になります。ご協力をよろしくお願いします。

退所の見通しや日程が決定しても、児童への不用意な告知は、生活の乱れに繋がることが想定される上から、細心の注意を払わねばなりません。ご協力願います。



## （７）退所後の支援について

当院は、退所した後の相談もお受けしています。退所してから、お子様のことでお困りの事や悩み事などがあれば、お気軽にご連絡下さい。元気な姿を見せに来て下さるだけでも結構です。当院は喜んでお出迎えいたします。

また、退所児童を対象とした「陽睦会」という会活動ようぼくかいもあり、年に1回、総会を開催しています。希望する退所児童には、案内や会報をお送りいたします。



## 10. メモ

○入所した日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ )

○児 童 名： \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 歳)

\_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 歳)

○保 護 者： \_\_\_\_\_ (続柄： \_\_\_\_\_)

\_\_\_\_\_ (続柄： \_\_\_\_\_)

○児童相談所：担当職員 \_\_\_\_\_

担当職員 \_\_\_\_\_

○天理養徳院：担当職員 \_\_\_\_\_

担当職員 \_\_\_\_\_

○今後の予定： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ )

\_\_\_\_\_

○今後の予定： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ )

\_\_\_\_\_

○そ の 他： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 11. お問い合わせ

### ◎子ども達が生活する所

社会福祉法人 天 理 (しゃかいふくしほうじん てんり)

児童養護施設 天理養徳院 (じどうようごしせつ てんりようとくいん)

○住 所 : 〒632-0018 奈良県天理市別所町715番地3

○TEL : 0743-62-0371

○FAX : 0743-63-5381

○HP : <http://tenriyoutokuin.com/>

※QRコードはこちら⇒



○アクセスマップ:



○天理駅から奈良交通バス(奈良行き)⇒別所バス停にて下車し、徒歩約15分

○天理駅から車で約10分

### ◎児童相談所(こども家庭相談センター)

○中央こども家庭相談センター TEL: 0742-26-3788

○高田こども家庭相談センター TEL: 0745-22-6079

※中央・高田共に、対応可能日時は、月～金曜日の午前9時～午後5時です。

ただし、緊急の場合は中央こども家庭相談センターで24時間受付。

※転居や連絡先変更、その他重要な事項は、必ずご連絡下さい。

作 成 : 平成26年2月(平成28年9月・平成29年4月改訂)

作成者 : 児童養護施設 天理養徳院